

(一社) 日本臨床耳鼻咽喉科医会
令和 6 年度定時代議員会 議事録

開催日時: 令和 7 年 5 月 27 日 (火) 13:00～14:20

開催場所: パシフィコ横浜 ノース 3 階 G301+302 会議室

代議員数: 92 名 (定足数 47 名)

出席代議員数: 92 名 (委任状を含む)

出席役員:

理 事 会長 (代表理事): 川寄良明

副会長: 藤岡治、野上兼一郎、川島佳代子

朝比奈紀彦、麻生伸、阿部博章、市川菊乃、大滝一、塩見洋作

玉木克彦、中澤宏、永田博史、松岡徹、宮部和徳、横田雅司、吉村理

中川尚志、春名眞一

監 事 浅井英世、高原哲夫

議事録作成者: 総務担当副会長 藤岡治

庶務担当理事 松岡徹

開会に先立ち、定款第 19 条により川寄良明会長を議長と定め、議長より出席者数並びに委任状の点検が行われた。出席者 77 名、有効な委任状 15 通、合わせて 92 名の出席で、代議員総数 92 名の過半数となり、定款第 21 条、第 22 条の規定により本代議員会は成立していると認められ、議長から開会が宣言された。

定款第 25 条 3 項に従い、議長より議事録署名人に神奈川県沖久 衛 代議員、大阪府の有賀 秀治 代議員の 2 名が指名され、議事に入った。

【報告事項】

各担当理事より提出資料に沿って、次の通り報告を行った。

1. 令和 6 年度事業報告 (藤岡副会長) 資料 1
2. 令和 7 年度事業計画 (松岡徹理事) 資料 2
3. 令和 7 年度収支予算 (塩見洋作理事) 資料 3

【質疑応答】

1. 静岡県の足立昌彦代議員より、令和 7 年度収支予算の一般正味財産期首残高と令和 6 年度期末残高の数字が違うのはなぜかとの質問について、収支予算は決算の数字が確定する前に作成するものであくまでも予想の数値なので合致しない場合もあるとの返答が塩見洋作理事よりあり、理解いただいた。

【決議事項】

第1号議案 令和6年度貸借対照表および正味財産増減計算書並びに監査報告
塩見洋作理事より、令和6年度貸借対照表および正味財産増減計算書の説明があり、
浅井英世監事より監査報告がなされた。

【質疑応答】

1. 静岡県の足立昌彦代議員より、説明の順番について正味財産増減表の後に貸借対照表の説明がなされたが、通常は逆ではないか、違和感ありとのご意見について、川寄会長より、医会では正味財産増減表の各論から始め次にまとめの貸借対照表の説明を行っているが、正確な順番があるわけではなく、今後検討させていただくとの返答があった。

上記の質疑応答の後に、第1号議案について議場に諮ったところ、全員一致で賛成、承認可決された。

第2号議案 定款一部変更

松岡徹理事より、当法人の定款の「会員の資格」該当箇所を下記のとおり変更することが説明され、議場に諮ったところ、全員一致で賛成、承認可決された。

定款（現行）	定款（変更案）
（会員の資格） 第5条 本会の会員は、次の5種とする。 (1) A会員 都道府県耳鼻咽喉科医会（「以下「各医会」という。」）<u>及び一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下「日耳鼻」という。）それぞれの会員</u>であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した医療機関の開設者、管理者又はそれに準ずる者 (2) B会員 各医会及び日耳鼻それぞれの会員であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した<u>医療機関勤務者等</u> (3) ～(5) <記載省略> 2 <記載省略>	（会員の資格） 第5条 本会の会員は、次の5種とする。 (1) A会員 都道府県耳鼻咽喉科医会（以下「各医会」という。）<u>の会員及び一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下「日耳鼻」という。）の正会員</u>であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した医療機関の開設者、管理者又はそれに準ずる者 (2) B会員 各医会<u>の会員及び日耳鼻の正会員</u>であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した<u>次のいずれかの者</u> ① <u>医療機関勤務者</u> ② <u>A会員に該当しない者</u> (3) ～(5) <現行どおり> 2 <現行どおり>

定款（現行）	定款（変更案）
（会員の資格の取得） 第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより所属の各医会を経由して本会に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。 2 <u>C会員は、正会員がC会員となる資格を得た時に、自動的に会員種別が変更されるものとする。</u>	（会員の資格の取得） 第6条 <現行どおり> 2 <u>本会のC会員になろうとする者は、正会員がC会員となる資格を得た時に会員種別を変更することができる。</u>
3 <記載省略> 4 <u>賛助会員</u>になろうとする者は、理事会の定めるところにより本会に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。 5 <記載省略>	3 <現行どおり> 4 <u>本会の賛助会員</u>になろうとする者は、理事会の定めるところにより本会に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。 5 <現行どおり>
（役員の設置） 第26条 本会に、次の役員を置く。 （1）理事 15名以上20名以内 （2）監事 1名以上<u>2名</u>以内 2～3 <記載省略>	（役員の設置） 第26条 本会に、次の役員を置く。 （1）理事 15名以上20名以内 （2）監事 1名以上<u>3名</u>以内 2～3 <現行どおり>
	<u>附則（令和7年5月27日改正）</u> <u>1. この定款は、令和7年5月27日から施行する。</u>

変更年月日：令和7年5月27日（本議案可決時）

【質疑応答】

1. 滋賀県の金地明星代議員より第2回勤務医アンケート調査結果の周知方法についての質問および冊子として配布を希望する意見について、勤務医委員会担当の永田博史理事より、アンケート結果は生成AIを使用し集約中であり、発表方法は検討中で、冊子化については全会員への配布を含めて検討したいとの返答があった。
2. 続いて、同じく金地代議員よりHP全体が今年3月にリニューアルされたが、委員会の内容についても更新されるよう要望があり、川寄会長より、現在引き続き改修を続けながら更新をしているので、委員会の内容も新しくして更新したいとの返答があった。
3. 兵庫県の五十嵐充代議員より入会金及び会費規程の第3条第3項について、入会時の

時点での月割りの金額を適用できないかとの質問があり、川寄会長より勤務医の方に対する配慮も必要で、各都道府県医会の入会時の対応にも違いがあり、柔軟な対応をしていくため今後検討したいとの返答があった。

以上で、議事をすべて終了し、令和6年度定時代議員会が閉会となった。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

令和7年5月27日

一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会代議員会

議 長 川 寄 良 明 (法人実印)

議事録署名人 沖 久 衛 (印)

議事録署名人 有 賀 秀 治 (印)

(法人実印)

(印)

(印)